

2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要

各海岸における整備の方向性と計画の概要を次頁以降に示す。

具体的な施設の規模・構造・工法や環境・利用面の配慮事項等については、次の事項に留意し、詳細な検討を行い、地元市町や関係機関等との協議・調整を経て決定する。

【留意事項】

- 海岸タイプが「環境重視」の海岸や貴重な動植物が存在する可能性のある海岸については、環境アドバイザー制度などを活用するとともに、関係機関・団体等と連携を図り、今後の環境調査の進展に伴う最新の情報に基づき、生態系の保全・回復のための検討を行う。
- 松林や砂浜などの地域を代表する景勝地においては、地元市町や関係部局と連携し、自然景観の保全・回復、眺望の確保等に努める。
- 海岸保全施設の設計に際しては、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」（平成23年11月）を参考とするとともに、新たな知見に基づく工法の検討に加え、生態系の保全や水産資源の育成などの視点を考慮する。

今後、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行う。

また、高潮、波浪、地震、津波等の災害により、海岸保全施設の被災や著しい海岸侵食等が発生した場合には、速やかに海岸保全機能の回復を図ることとする。

さらに施設の原形復旧だけでは再度災害が発生することが予測される場合には、整備対象海岸や優先度に関わらず必要な施設整備を緊急に実施する。

No.	海岸名	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
22-1	紀伊水道西 撫養港海岸	高島地区 国土(港湾)	鳴門市	4710	②ウチノ海ゾーン	環境調和

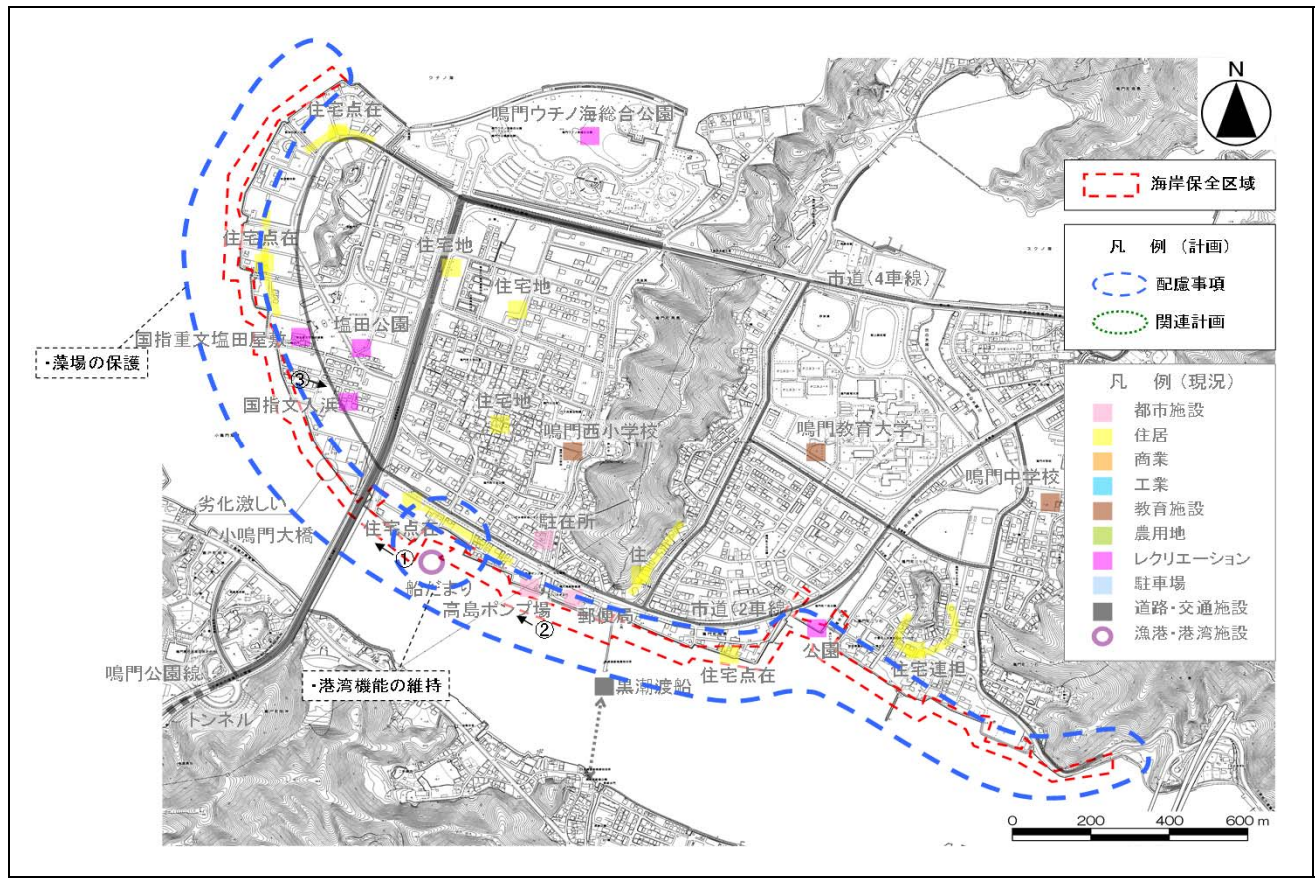
①海岸状況(西側)



②護岸状況(中央)



③背後地状況(住宅地)



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要性を考慮して、当面、海岸景観や藻場の保全、船着場等の現状利用に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な藻場、鳴門(多島海)の優れた海岸景観の保護・保全に努める。また、水域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることをないように留意する。
利用面	船着場等の現状利用への配慮に努める。

防護項目	現況特性				
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	B	侵食対策ランク	-
背後地ランク	A	既存保全施設	護岸・堤防		
施設の健全度	一部風化・劣化が見られる。				
海岸保全区域の概況	塩田跡地が宅地化しており、鳴門教育大学が背後に位置する。護岸は部分的に劣化の進んだ部分もあるが、機能的に問題はないと考えられる。				
環境項目	現況特性				
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	磯浜・護岸		
自然関係法令	国立公園(海上:普通)				
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-		
海域環境	藻場	●	干潟	-	サンゴ
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観				
利用項目	現況特性				
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内		
アクセス道路	1車線				
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり				
海岸利用状況	船着場				
地域からの要請	-				

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	藻場の保全、港湾機能の維持

No.	海岸名	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
22-2A	紀伊水道西 撫養港海岸	桑島瀬戸地区	国土(港湾) 鳴門市	(5519)	②ウチノ海ゾーン	環境調和

①護岸状況(その1北側)



②護岸状況(その1最北側)



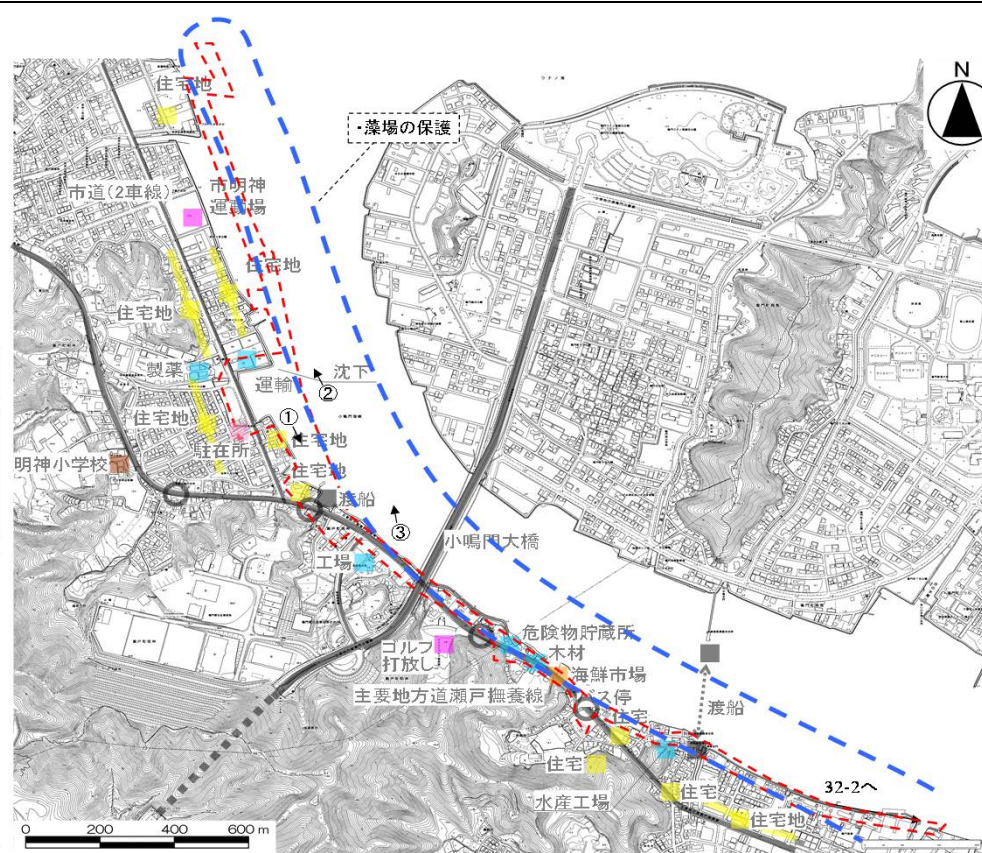
③護岸状況(その1南側)



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要性を考慮して、当面、海岸景観や藻場の保全、船着場等の現状利用に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な藻場、鳴門(多島海)の優れた海岸景観の保護・保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。また、水域の閉鎖性が特に強いので、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意する。
利用面	船着場等の現状利用への配慮に努める。

防護項目	現況特性				
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	B	侵食対策ランク	-
背後地ランク	A	既存保全施設	護岸・堤防、消波工		
施設の健全度	風化・劣化が見られる。				
海岸保全区域の概況	全区間に渡って根工が施工されており、護岸自体は部分的に劣化の進んだ箇所も見られるが、おおむね問題ない。				
環境項目	現況特性				
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸		
自然関係法令	国立公園(海上:普通)				
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	●		
海域環境	藻場	●	干潟	-	サンゴ
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観				
利用項目	現況特性				
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	500m以内		
アクセス道路	車でのアクセス困難				
海岸へのアプローチ	困難				
海岸利用状況	船着場				
地域からの要請	-				

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	藻場の保全



海岸保全区域

- 凡例(計画)
- 配慮事項
 - 関連計画

- 凡例(現況)
- 都市施設
 - 住居
 - 商業
 - 工業
 - 教育施設
 - 農用地
 - レクリエーション
 - 駐車場
 - 道路・交通施設
 - 漁港・港湾施設

No.	海岸名	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
22-2B	紀伊水道西 撫養港海岸	桑島瀬戸地区	国土(港湾)	鳴門市	(5519)	②ウチノ海ゾーン 環境調和

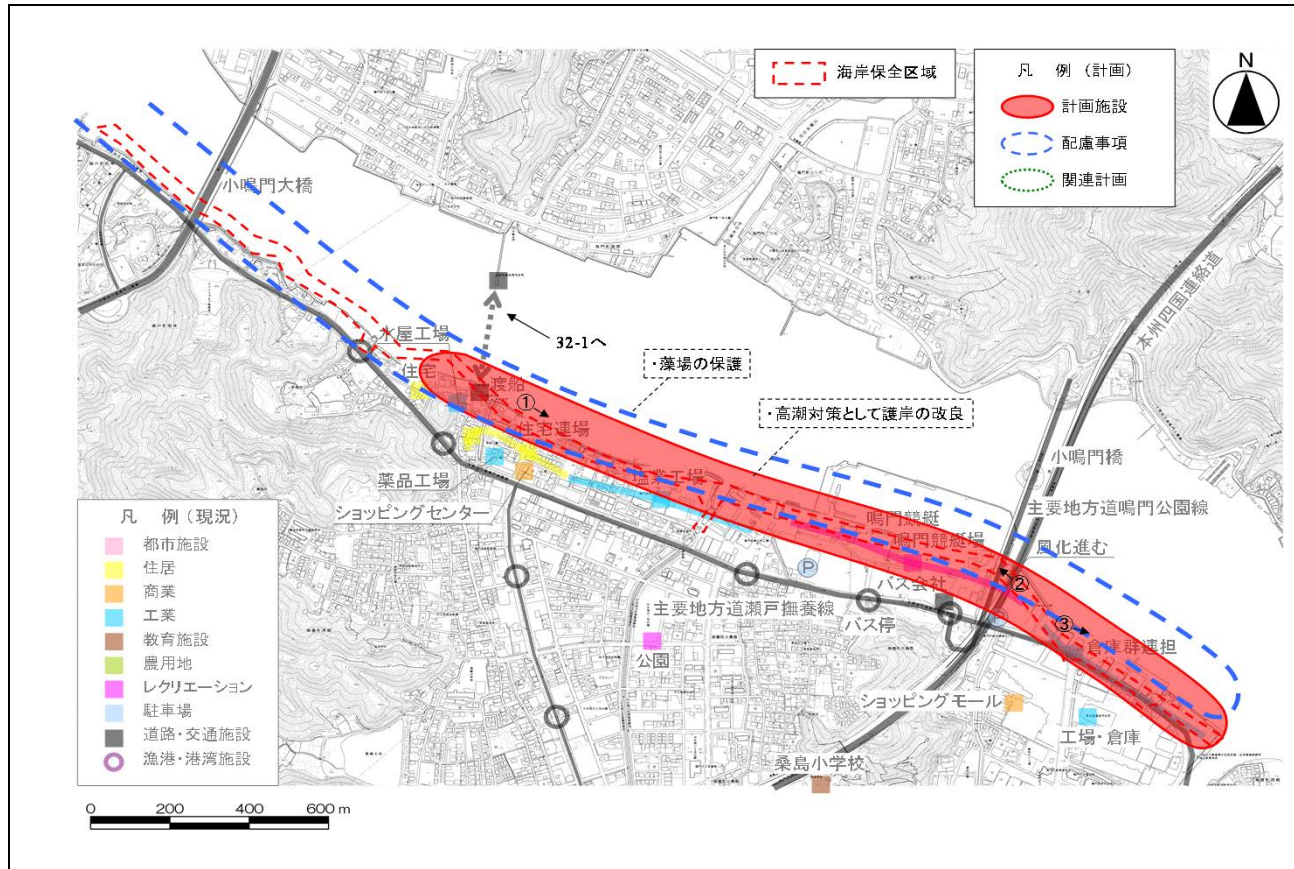
①護岸状況



②護岸状況



③護岸状況



海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。海岸景観や藻場の保全、船着場等の現状利用に配慮した施設整備を図る。
防護面	越波・浸水等の可能性があり、対策を行う。
環境面	生物の生息環境として重要な藻場、鳴門(多島海)の優れた海岸景観の保護・保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。また、水域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないように留意する。
利用面	船着場等の現状利用への配慮に努める。

防護項目	現況特性				
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	B	侵食対策ランク	-
背後地ランク	A	既存保全施設	護岸・堤防、消波工		
施設の健全度	風化・劣化が見られる。				
海岸保全区域の概況	全区間に渡って根工が施工されており、護岸自体は部分的に劣化の進んだ箇所も見られるが、おおむね問題ない。				
環境項目	現況特性				
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸		
自然関係法令	国立公園(海上:普通)				
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	●		
海域環境	藻場	●	干潟	-	サンゴ
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観				
利用項目	現況特性				
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	500m以内		
アクセス道路	車でのアクセス困難				
海岸へのアプローチ	困難				
海岸利用状況	船着場				
地域からの要請	-				

計画概要		
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。	
受益規模	約50ha	導入事業
配慮事項	藻場の保全	

No.	海岸名	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
22-3	紀伊水道西 撫養港海岸	土佐泊地区	国土(港湾) 鳴門市	1850	②ウチノ海ゾーン	利用促進

①海岸状況



②海岸状況

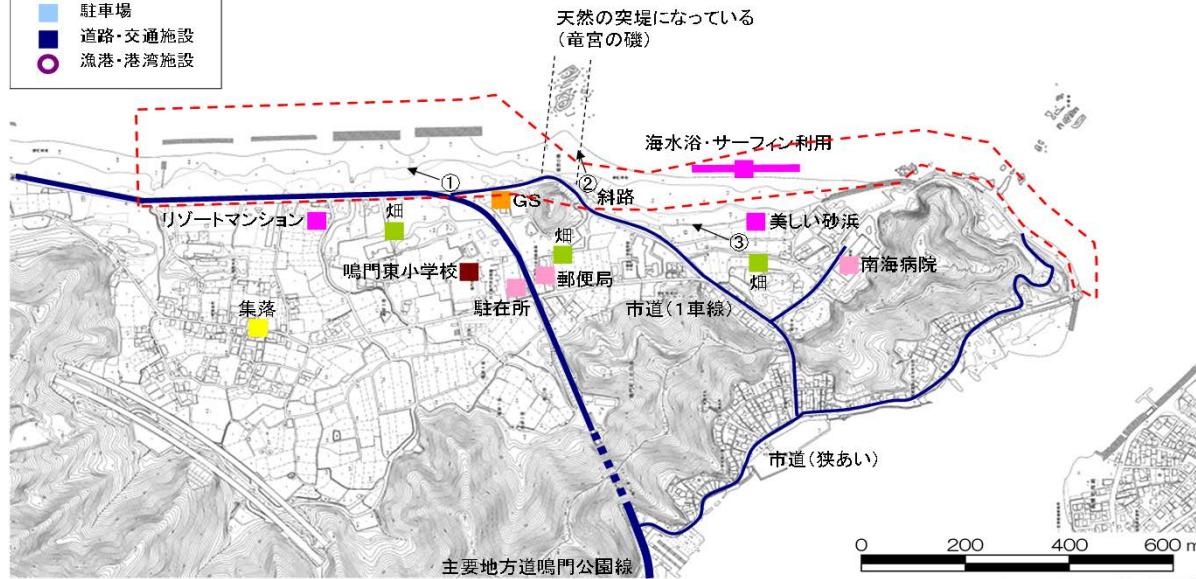


③海岸状況



- 凡例
- 都市施設
 - 住居
 - 商業
 - 工業
 - 教育施設
 - 農用地
 - レクリエーション
 - 駐車場
 - 道路・交通施設
 - 漁港・港湾施設

海岸保全区域



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全や海岸利用の促進に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	鳴門(多島海)の優れた海岸景観、海水浴等レクリエーション場としての砂浜、生物の生息環境として重要な藻場の保護・保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	サーフィン等の海岸利用が盛んであり、また、ワカメ養殖も行われており、現状利用の促進に努める。

防護項目	現況特性				
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	B	侵食対策ランク	C
背後地ランク	B	既存保全施設	自然海岸・護岸・堤防・消波工・突堤・離岸堤・砂浜		
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。				
海岸保全区域の概況	大部分が砂浜海岸であり海水浴客も多い。北側の一部分に護岸及び離岸堤・突堤が整備されている。将来的に周辺環境整備及び離岸堤の計画がある。				
環境項目	現況特性				
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・磯・離岸堤・護岸		
自然関係法令	国立公園(海上:普通)、国立公園(陸上:第2種)				
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	●		
海域環境	藻場	-	干潟	-	サンゴ
配慮すべき資源	自然関係法令、自然景観				
利用項目	現況特性				
利用配慮ランク	促進	幹線道路からの距離	500m以内		
アクセス道路	2車線				
海岸へのアプローチ	改良の必要性あり				
海岸利用状況	サーフィン				
地域からの要請	-				

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	導入事業
配慮事項	-

No.	海岸名	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
22-4A	紀伊水道西 撫養港海岸	岡崎里浦地区	国土(港湾)	鳴門市	(5441)	③徳島ゾーン 利用促進

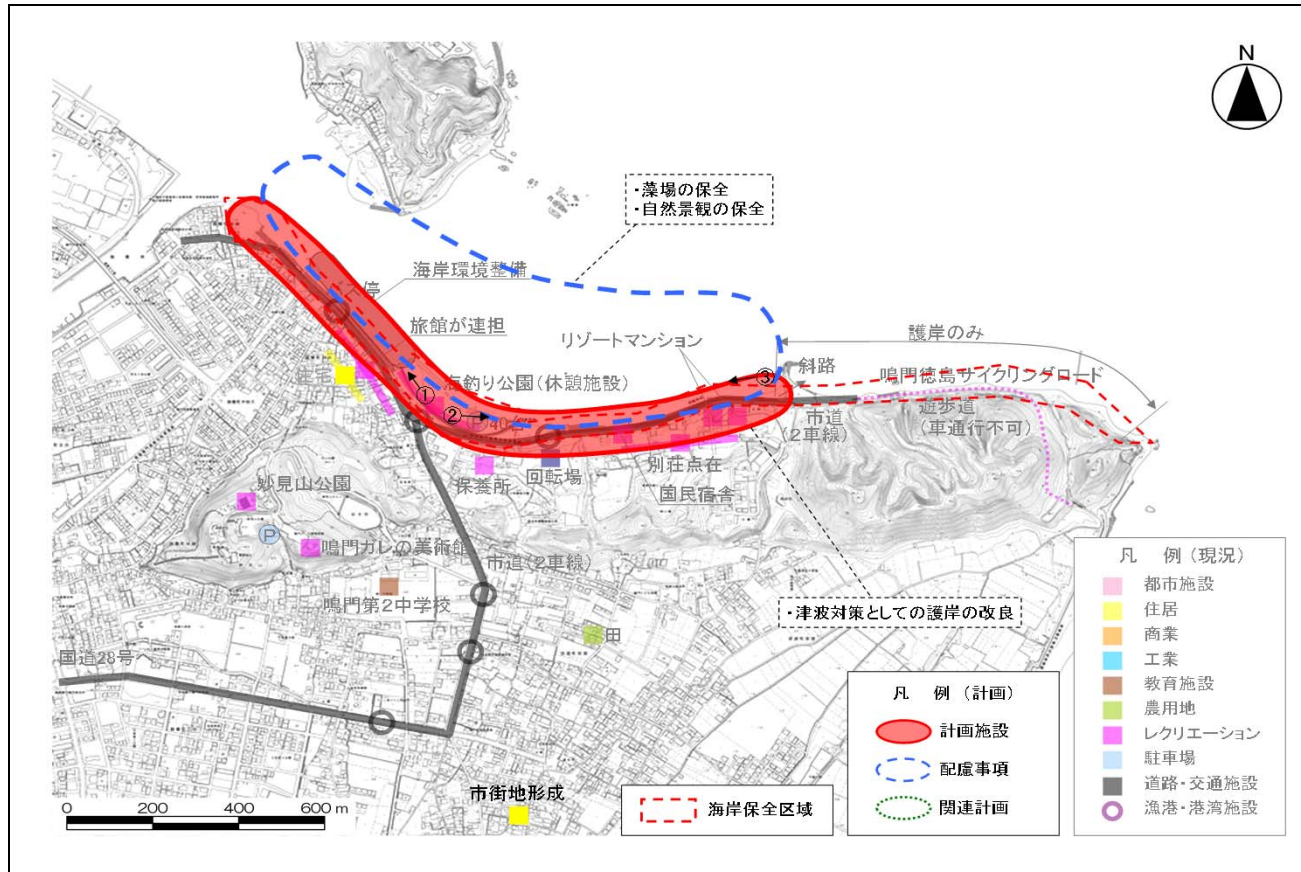
①護岸状況(階段護岸・管理棟)



②護岸状況(背後は公園)



③護岸状況(東側)



海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。海岸景観の保全や海岸利用の促進に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	L1津波による浸水の危険性があり、対策を行う。
環境面	鳴門(多島海)の優れた海岸景観、レクリエーション場としての砂浜、生物の生息環境として重要な藻場の保護・保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	臨海公園での海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。

防護項目	現況特性				
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C	優食対策ランク	C
背後地ランク	A	既存保全施設	緩傾斜護岸・護岸・堤防・消波工・突堤・離岸堤		
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。				
海岸保全区域の概況	海岸環境整備事業が完成しており、港湾施設跡地利用がされている。周辺は国立公園に指定されている。				
環境項目	現況特性				
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・礫・ブロック・突堤・離岸堤・護岸		
自然関係法令	国立公園(海上:普通)、国立公園(陸上:第2種)				
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-		
海域環境	藻場	●	干潟	-	サンゴ
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観				
利用項目	現況特性				
利用配慮ランク	促進	幹線道路からの距離	500m以内		
アクセス道路	2車線				
海岸へのアプローチ	良好				
海岸利用状況	レクリエーション・サイクリング				
地域からの要請	-				

計画概要		
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。	
受益規模	約20ha	導入事業
配慮事項	藻場の保全、自然景観の保全	

No.	海岸名	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
22-4B	紀伊水道西 撫養港海岸	岡崎里浦地区	国土(港湾) 鳴門市	(5441)	③徳島ゾーン	環境調和

①護岸状況(南側)



②護岸状況(北側)



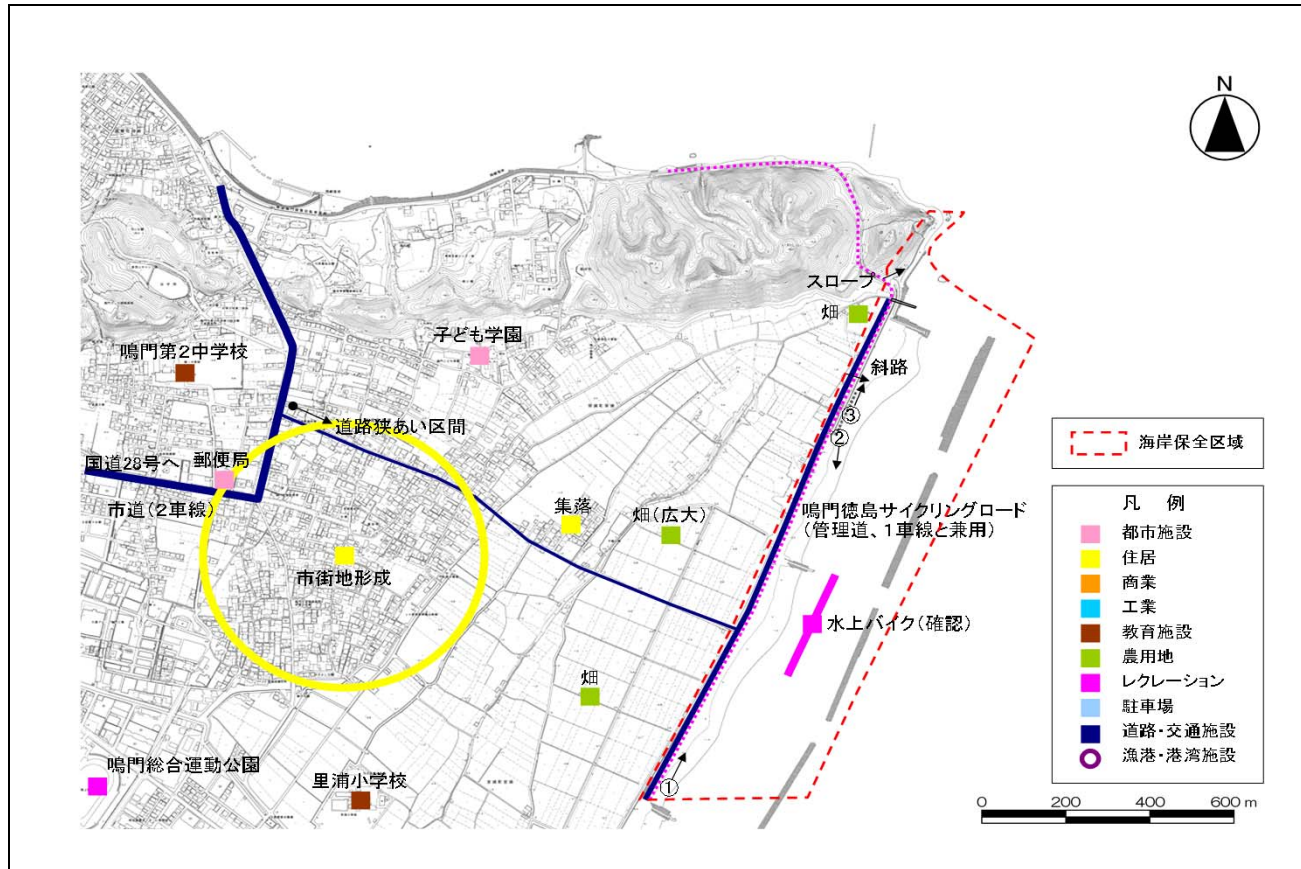
③護岸状況



海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題はないが、海岸景観や藻場の保全、親水空間の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	鳴門(多島海)の優れた海岸景観、レクリエーション場としての砂浜、磯浜、生物の生息環境として重要な藻場の保護・保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	水遊び等の可能な親水性のある海辺空間への配慮に努める。

防護項目	現況特性					
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	C	侵食対策ランク	C	
背後地ランク	B	既存保全施設	緩傾斜護岸・消波工・突堤・離岸堤・砂浜			
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。					
海岸保全区域の概況	第六次海岸事業において、緩傾斜堤防の計画がされており、その殆どが完成している。背後は一面に畑が広がる。					
環境項目	現況特性					
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・磯・ブロック・突堤・離岸堤・護岸			
自然関係法令	-					
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-			
海域環境	藻場	●	干潟	-	サンゴ	-
配慮すべき資源	藻場、自然景観、ウミガメ(現地確認情報)、ウミガメの上陸産卵への配慮(砂浜の保全)					
利用項目	現況特性					
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内			
アクセス道路	1車線					
海岸へのアプローチ	良好					
海岸利用状況	水遊び・サイクリング					
地域からの要請	-					

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-



No.	海岸名	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ		
23	紀伊水道西	土佐泊漁港海岸	—	農水（水産）	鳴門市	1721	②ウチノ海ゾーン	環境調和

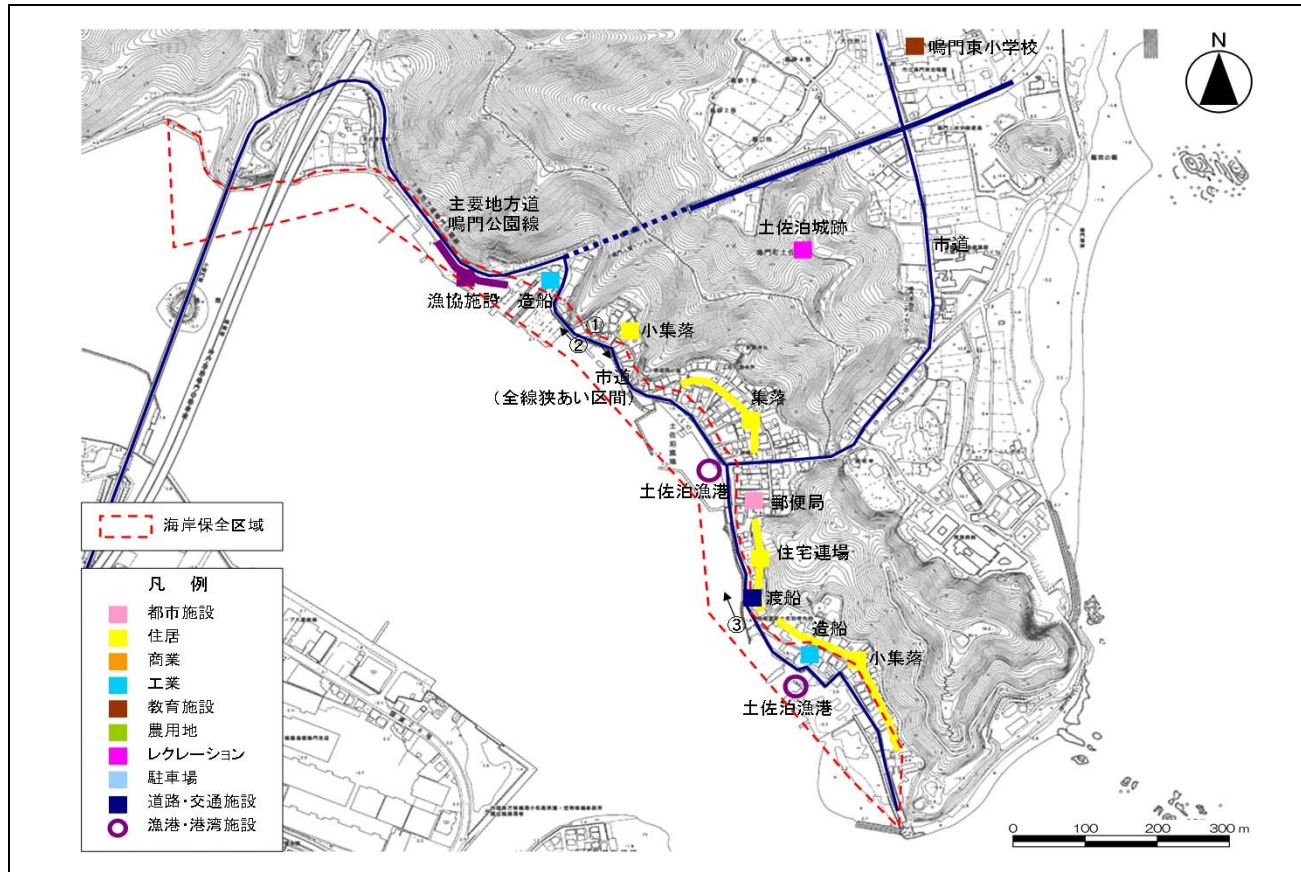
①護岸状況（西側）



②護岸状況（東側）



③漁港（中央）



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要性を考慮して、当面、海岸景観や藻場の保全、漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な藻場、鳴門（多島海）の優れた海岸景観の保護・保全に努める。また、水域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることをないように留意する。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目	現況特性				
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C	侵食対策ランク	—
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防		
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。				
海岸保全区域の概況	小鳴門橋の袂には造船所が出来ている。その他の大部分は漁港として利用されている。護岸天端は高く風化・劣化は見られない。				
環境項目	現況特性				
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸		
自然関係法令	国立公園（海上：普通）、国立公園（陸上：第2種）				
水質環境基準（類型）	A	海岸漂着物対策重点区域	—		
海域環境	藻場	●	干潟	—	サンゴ
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観				
利用項目	現況特性				
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内		
アクセス道路	1車線				
海岸へのアプローチ	困難				
海岸利用状況	漁港				
地域からの要請	—				

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	— 導入事業 —
配慮事項	—

No.	海岸名	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ		
24	紀伊水道西	福池地先海岸	—	国土(水管理)	鳴門市	250	②ウチノ海ゾーン	環境重視

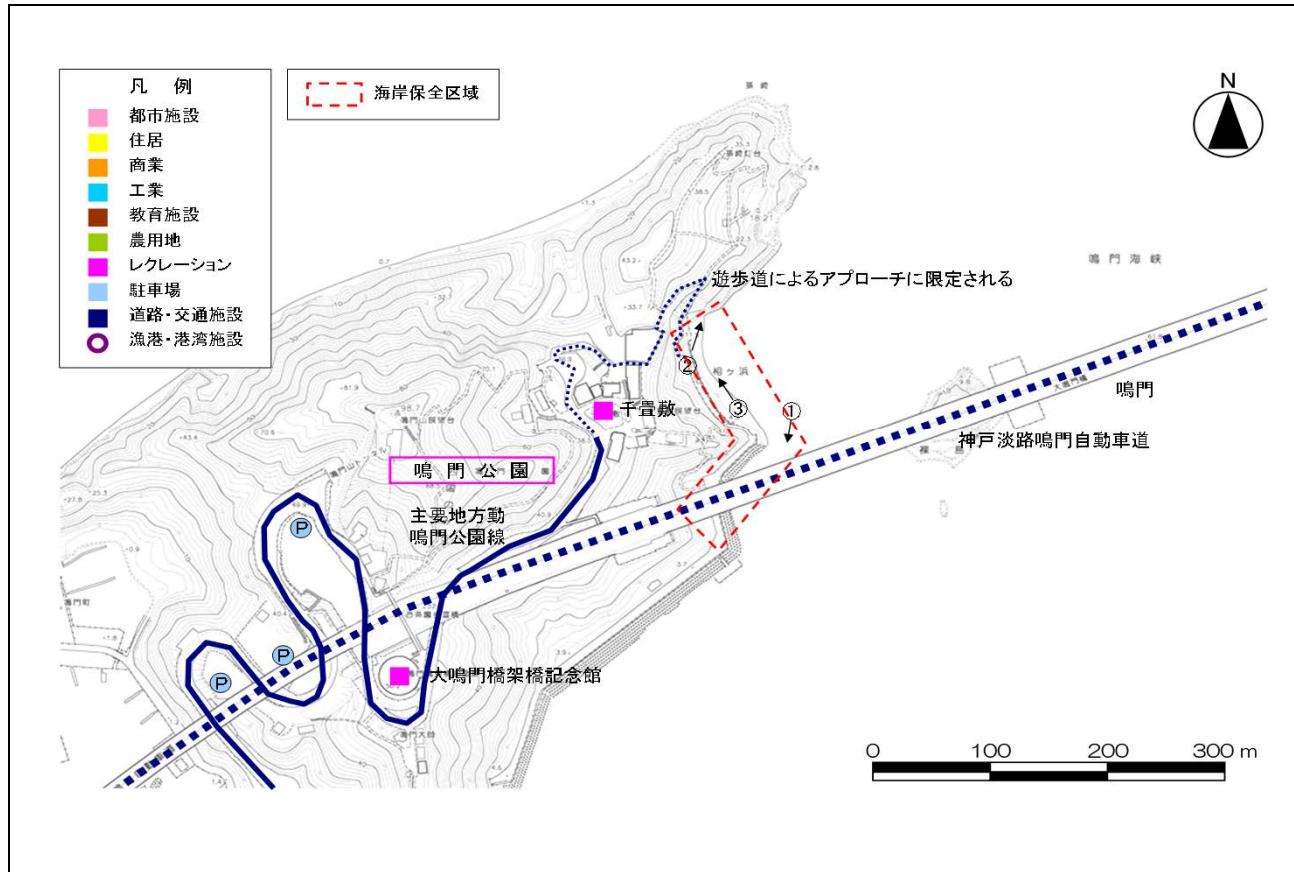
①護岸状況



②護岸状況



③背後地状況



海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題はないが、名勝地(鳴門)に指定される地区であり、特に自然景観の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	鳴門(名勝・国指定天然記念物)、鳴門海峡(潮流・渦流)、鳴門(多島海)の優れた海岸景観の保護・保全に努める。また、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	鳴門の渦潮が見ることができるとしての観光地としての機能に配慮する。

防護項目	現況特性					
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	C	侵食対策ランク	—	
背後地ランク	D	既存保全施設	護岸・堤防・消波工			
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。					
海岸保全区域の概況	鳴門大橋の袂にある護岸であり、潮流の早い鳴門海峡に面する。前面には砂利が堆積している。背後は崖となっている。					
環境項目	現況特性					
環境配慮ランク	保全	海岸の状況	磯浜・護岸			
自然関係法令	国立公園(海上:普通)、国立公園(陸上:第2種)					
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	●			
海域環境	藻場	—	干潟	—	サンゴ	—
配慮すべき資源	自然関係法令、鳴門(国:名勝)、自然景観					
利用項目	現況特性					
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	500m以内			
アクセス道路	車でのアクセス困難					
海岸へのアプローチ	良好					
海岸利用状況	遊歩道・観光地					
地域からの要請	—					

計画概要			
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。		
受益規模	—	導入事業	—
配慮事項	—		